

習志野市立大久保小学校 保護者 様

習志野市教育委員会

習志野市立小中学校の一部の通学区域で学校指定を弾力化する措置について(通知)

習志野市では平成16年4月より、市立小中学校の一部の通学区域で、学校指定の弾力化を下記のとおり実施しておりますのでお知らせします。

なお、この措置は通学区域の変更ではなく、保護者の申請による学校指定の変更(弾力化)ができるようにした措置です。

## 記

## 1 弾力化を行う区域

## (1)小学校

住所	指定学校	選択可能な学校
実靱 2丁目21~41番 実靱本郷 21~26番	実靱小学校	屋敷小学校
泉町 3丁目5~10番	大久保東小学校	実靱小学校
本大久保 4丁目8~19番 本大久保 5丁目	大久保東小学校	屋敷小学校
本大久保 2丁目 本大久保 3丁目	大久保小学校	屋敷小学校
藤崎 5丁目2~5番、8番、12~15番	大久保小学校	藤崎小学校
東習志野 2丁目18番 ユトリシア㟚~四番街 ※五番街は対象外	東習志野小学校	実花小学校
鷺沼台 2丁目19番30~37号	鷺沼小学校	大久保小学校

## (2)中学校

## 【第六中学校を選択できる第二中学校通学区域】

・実靱2丁目 21~41番
・実靱本郷 21~26番
・本大久保4丁目 9~14番、17~19番
・本大久保5丁目 全域

## 2 『小規模特認校制』について

向山小学校、秋津小学校、袖ヶ浦西小学校は、『小規模特認校』として市内全域から通学が可能な学校となっています。また、袖ヶ浦東小学校、香澄小学校も令和4年度から『小規模特認校』となり、市内全域からの通学が可能となります。

この制度により、他学区から入学した場合、中学校に進学する際は、実際に居住している学区の中学校、または、卒業した小学校区の中学校を選択することができます。

## 3 手続きについて

選択できる学校に入学を希望される方は、教育委員会学校教育課にて、申請をしてください。詳しくは、下記のお問い合わせ先までお尋ねください。

## 【お問い合わせ先】

習志野市教育委員会学校教育課

住所: 習志野市鷺沼2-1-1

電話: 047-451-1133